

(様式)

亀岡市 篠町地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	篠町	王子・篠・山本・馬堀・森・柏原	R4.3	

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

京野菜を中心とした農業の展開により農地を守り地域の活性化を図ろう

(2) 今後の地域農業のあり方

課題					
都市近郊に位置しているが農業者の高齢化により農業従事者の減少と担い手不足が大きな課題であり、さらに農地基盤整備ができていない為、集落営農等を検討するにも現状では農地の維持継続が困難である。					
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）					
① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成		③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○	⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	
取組内容					
地域農業の活性化を図るためには農地中間管理機構による農整備事業を進めるとともに担い手として農家組合の法人化を行い農地の集約を進め、低コストの集落営農を目指す。法人の安定経営の為、高収益作物の導入と販路の拡大を行う。					

(3) 産地づくり計画

① 現 状（3年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 千円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	66.40	56,440	85,000/10a
・			
・			
[野 菜]			
・ 聖護院かぶら	27.23	54,460	200,000/10a
・ その他野菜	5.68	8,520	150,000/10a
・ 果樹園	2.41	3,615	150,000/10a
・			
・ 合計	101.72	123,035	

② 目 標（7年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 千円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	45.10	38,335	85,000/10a
・ 大豆、小豆	5.00	15,000	300,000/10a
・ 紫芋	1.00	1,200	120,000/10a
[野 菜]			
・ 聖護院かぶら	25.64	51,280	200,000/10a
・ その他野菜	15.94	23,910	150,000/10a
・ 果樹園	7.60	11,400	150,000/10a
・ 観光農園	1.44	2,160	150,000/10a
・ 合計	101.72	143,285	

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。
以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	京の伝統野菜（かぶら、大根、大豆、小豆）
・ 普及方法	ホームページの開設、イベントの参加
・ 販売戦略	JA市場の販路の活用、飲食店等へ販路開拓、加工商品等の販売、ふるさと納税返戻金

(4) 将来の農地利用のあり方

担い手として組織された法人に農地の集積、集約化を行い、効率よく利用する。収益化を図る為、水稻と野菜を区分けし野菜は高収益作物の栽培を行う。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

主な農地は機構へ貸付し、農地中間管理機構農地整備事業により基盤整備を行い、整備後は法人が担い手となり、農業を継続する。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

主な農地は、法人への集積、集約化を行い、法人化した集落営農で耕作放棄地を出さず、その他の集積・集約が困難な農地は、地域住民の消費作物の栽培等に活用する。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
3年度	法人化された農家組合により集落営農の実施	法人化に向けた集落営農の設立準備
4年度		法人化に向けた集落営農の設立、法人化準備、農地中間管理機構との協議
5年度		法人設立、農地中間管理機構農地整備事業による土地改良計画策定
6年度		農地整備事業実施
7年度		農地整備事業実施 法人への農地集積

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（3年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	232	0	9	36	85	97	5		6	6	0	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	8		1	5	1	1				
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1										
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	15			1	1	9	4			
	中心経営体計	8		1	5	1	1					
中核的担い手計	23		1	6	2	10	4					

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：地域で主となり農業をされており、地域の農業に協力的である農家

② 計 画（7年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	141		1	18	48	59	14	1	7	6	1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	8		1	1	4	1	1			
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1		1
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	15			1	0	7	6	1		
	中心経営体計	8		1	1	4	1	1	1	1		1
中核的担い手計	23		1	2	4	8	7	1	1		1	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：地域で主となり農業をされており、地域の農業に協力的である農家

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	王子区A (集落)	65才	3名		水稻	1.00	水稻	0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	王子区B (集落)	70才	2名		水稻	1.00	水稻	0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	王子区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				水稻	9.00		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						2.00		21.03			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
法認定	篠区 A (集落)	53才	3名	有	かぶら栽培	1.80	かぶら栽培	1.80	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	1.10	その他野菜	1.10			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 B (集落)	62才	3名	有	かぶら栽培	1.00	かぶら栽培	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	0.50			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 C (集落)	51才	2名	有	かぶら栽培	1.00	かぶら栽培	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	1.00			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 D (集落)	52才	3名	有	かぶら栽培	1.00	かぶら栽培	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	1.00			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 E (集落)	52才	3名	有	かぶら栽培	2.00	かぶら栽培	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	0.50			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 F (集落)	48才	3名	有	かぶら栽培	2.50	かぶら栽培	2.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	0.50			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 G (集落)	72才	3名	有	かぶら栽培	1.00	かぶら栽培	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.50	その他野菜	1.00			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業

	篠区 H (集落)	79才	3名	有	かぶら栽培	1.20	かぶら栽培	1.20	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
					その他野菜	0.80	その他野菜	0.80			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
法認定	篠区 I (集落)	36才	3名	有	かぶら栽培	1.20	かぶら栽培	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
											②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
	篠区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				その他野菜	0.87		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金
							果樹園	1.00			②スーパーL
											③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
											④農業経営法人化等支援
											⑤新集落営農総合対策事業
											⑥農企業者育成事業
経営規模計 (ha)						17.60		21.77			⑦

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	山本区 A (集落)	47才	1名		水稻	1.00	水稻	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	山本区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				水稻	10.00		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	(集落)	才	名							①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						1.00		22.65			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	森区A (集落)	83才	1名		水稻	1.00	水稻	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	森区B (集落)	71才	1名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.00 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	森区C (集落)	67才	1名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	森区D (集落)	78才	1名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.00 0.33	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	森区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				水稻 大豆、小豆	5.40 1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						4.00		12.23			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	馬堀区A (集落)	75才	2名		水稻	1.24	水稻 その他野菜	1.20 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦
	馬堀区B (集落)	78才	1名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.00 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦
	馬堀区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				大豆小豆	1.00		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						2.24		4.20			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	柏原区A (集落)	67才	2名		水稻	1.40	水稻 紫芋	1.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区B (集落)	68才	1名		水稻	1.50	水稻 紫芋	1.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区C (集落)	62才	1名		水稻	1.00	水稻 大豆小豆 その他野菜	1.00 0.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区D (集落)	67才	3名		水稻	2.00	水稻 その他野菜	2.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区E (集落)	65才	2名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区F (集落)	74才	2名		水稻	1.00	水稻 その他野菜	1.50 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	柏原区 営農組合 (仮称) (集落)	才	名				その他野菜 大豆小豆 水稻	2.84 2.50 1.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						7.90		19.84			

- ※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。
- ※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状[3年度]		計画[7年度]		利用しなくなる農地面積 (ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計 (ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容（作目）ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状3年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
101.72			101.72					34.74 (34%)	34.74 (34%)		
								うち、中 心経営体 の面積 (15%)	15.60 (15%)		

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画7年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
101.72			101.72					101.72 (100%)	101.72 (100%)		
								うち、中 心経営体 の面積 (70%)	71.19 (70%)		

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a 地区内の耕地面積	101.72 ha
b アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	99.07 ha
c 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	37.96 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.98 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
d 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	66.98 ha
e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	55.59 ha
(備考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

農地の集積を進め、水稻、畑作、ハウス栽培、集団転作など、利用形態に応じた耕作地の集積配分。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	個人営農
・ 計 画	農家組合の法人化

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	個人営農
・ 計 画	低コスト化の集約営農

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	農家組合
・ 計 画	篠町農業振興協議会

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
篠町全体 (個人 6名)	経営面積の拡大	大型機械化大規模区画圃場	圃場整備			○	○	○

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。